

## 学校(園)で予防すべき感染症の出席停止の基準

富山市教育委員会(令和7年3月現在)

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	指定感染症及び新感染症	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂瘍化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで)
第三種	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
その他の感染症	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる
	サルモネラ感染症	
	カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症	
	肺炎球菌感染症	
	溶連菌感染症	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	R Sウイルス感染症	
	E Bウイルス感染症	
	単純ヘルペスウイルス感染症	
	帯状疱疹	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	A型肝炎、B型肝炎	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	
	伝染性軟屬腫(水いぼ)	
	アタマジラミ症	
	疥癬(かいせん)	
	皮膚真菌症	
	など	